

【住所】：〒151-0071 東京都渋谷区本町 6-38-6-306

☎03-3373-7167 / FAX03-3373-7165

✉kayoko@ia7.itkeeper.ne.jp

吉田かよこ プロフィール

1962 (昭和 37) 年 9 月生まれ

小学校 2 年まで仙台白百合学園小学校で学ぶ

父の転勤で、東京に戻り小学校 3 年より桐朋小学校に編入

桐朋女子中学校・高等学校卒業

日本大学理工学部数学科卒業

平成元年税理士資格を取得

現在、渋谷区議会議員 吉田佳代子税理士事務所の所長でもある



日本の国際協力

テロ集団による恐ろしいニュースが毎日のように報道されています。

平和であった日本がテロの標的にされると言うショッキングな報道もありました。

衆院は2月5日の本会議で、イスラム過激派組織「イスラム国」(IS)による日本人人質事件を非難する決議を全会一致で採択しました。決議はISによるテロ行為を「いかなる理由や目的によっても正当化されない」「わが国と国民はテロリズムを断固として非難するとともに、決してテロを許さない姿勢を今後も堅持する」と強調しました。

又、「中東・アフリカ諸国に対する人道支援を拡充し、テロの脅威に直面する国際社会との連携を強め、これに対する取り組みを一層強化するよう政府に要請する」と明記しました。日本は世界平和のために今までもこれからも他国と協力して行かなければなりません。

※決議とは、一定の問題についての意思表示・意見表明を行うことを言います。

1. 有志連合とは

国際連合の規定する国際連合平和維持活動の形を取らず、平和維持活動や軍事介入を行う意思と能力に基づく連携関係を言います。国際連合加盟国は 193 か国ありますが、1993 年以降、国際連合の枠組みにおいての平和維持活動が行えないケースが増加したため関連諸国が共同して活動を行うという事態が増加しました。

岸田文雄外相は2月4日の衆議院予算委員会の中で日本政府が昨年9月19日からイスラム国への空爆を行っている有志連合に加入していたと言う認識を示しました。

一方米国では9月8日時点で日本が有志連合のメンバーであると認識していたことも明らかになりました。

米務省が昨年9月23日に発表した有志連合参加国はアラブ連盟と欧州連合の他に60カ国ありその中に日本も含まれています。両国の日付の認識の差異は何故起こったのでしょうか？又、有志連合への加入は国民に知らされていたのでしょうか？今後検証すべきことが多く、国会での質疑を注視してまいります。

2. 人道支援

日本は、空爆への直接参加や後方支援をすることは出来ませんが、イスラム国の支配地域や周辺で困っている人々への食料や医療などを支給する人道支援のための資金提供を行っています。安倍総理は、法整備が済んで集団的自衛権の行使が可能となったとしても、イスラム国に対する空爆などの武力行使に参加することはないと明言をし、自衛隊派遣はないとしています。平和的解決ができないために、米軍を先頭に空爆などを行っていますが、われわれの平和の影には必ず命の犠牲があることをわれわれは常に認識をし、生活しなければならないのではないのでしょうか。

3. 集団的自衛権

安倍内閣は、昨年7月1日の臨時閣議で他国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権の行使を認めるために憲法解釈を変える閣議決定をしました。

歴代内閣は長い間憲法9条の解釈で集団的自衛権の行使を禁じてきましたが、憲法の柱である平和主義を根本から覆す解釈改憲を行ったのです。

日本は、直接攻撃を受けなくても他国の戦争に加わることができる国に大きく転換をしたのです。首相は当初、憲法改正手続きを定めている憲法96条を改正することで憲法改正のハードルを下げようとしたのですが、反対運動などの影響もあり、憲法解釈の見直しにとどまりました。

今までは、自衛隊に対し、自国を守る個別的自衛権の武力行使に限り認めてきましたが、日本が武力を行使する新3条件を満たせば個別的、集団的自衛権と集団安全保障の3種類が可能となったのです。

武力行使3要件

- ① 日本に対する武力攻撃が発生した場合のみでなく、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合
- ② これを排除し日本の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき
- ③ 必要最小限の実力を行使することにより、国連平和維持活動(PKO)などで自衛隊が武器を使える場面を拡大し、又他国軍の後方支援を行う場所を非戦闘地域に限る制約を撤廃したことになります。

4. 憲法改正をどう考えるか

安倍首相は今も憲法改正に意欲的です。

理由は、現行憲法が占領軍の強い影響を受けたものであること、憲法が成立してから長い時間がたっているため時代にそぐわない条文があること、憲法は自身で作ってこそ未来が切り開けること、と言っています。

憲法9条のお陰で戦後日本は戦争に参加することはありませんでした。

日本の平和を守ることができたのは、この憲法9条があったということはもちろんありますが、その影では他国の軍隊が武力で平和を守ったと言う事実もあります。

憲法改正は、解釈改憲ではなく、法律に基づき国民一人一人がしっかり考え投票できる形ではないのでしょうか。